

霧島市こども計画

概要版



令和 7 年 3 月

霧島市

計画策定の背景と趣旨

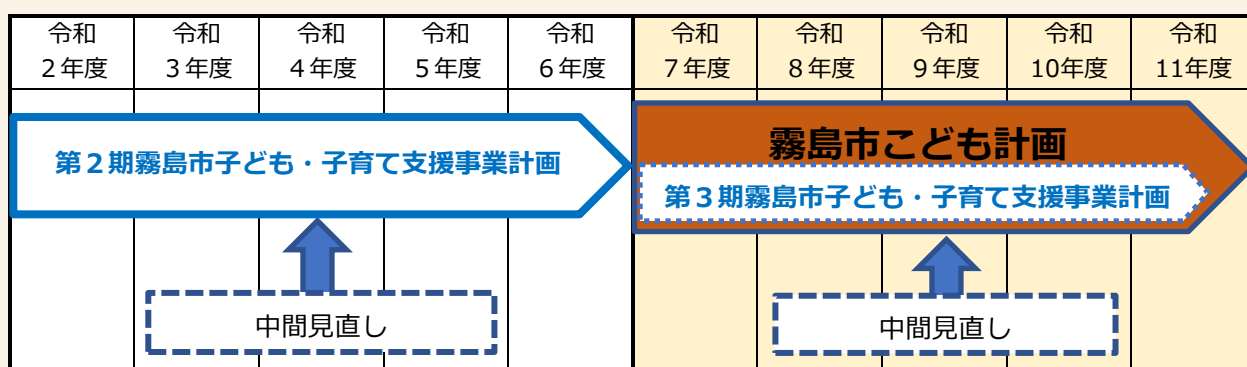
全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、こどもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。また、同法の施行を受けて、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援大綱、子供の貧困対策大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして「こども大綱」が策定されました。

本市では、このたび「第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了するため、「第3期霧島市子ども・子育て支援事業計画」を包含し、国が策定した「こども大綱」、鹿児島県が策定した都道府県こども計画「かごしま子ども未来プラン2025」を勘案した、「霧島市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境及び若者支援の充実に取り組みます。

計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援事業計画が5年ごとに策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



計画の対象

本計画の対象は、こども・若者（0歳から概ね30歳未満、施策によっては40歳未満）及び子育て世帯（妊娠・出産期を含む）とします。また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

計画の基本理念と基本目標

基本理念

みんなと共に育ち合い、こども・若者が幸せを感じるまち“きりしま”

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が権利の主体であることをみんなで共有するとともに、こども・若者や子育て家庭に寄り添い、共に進んでいくことで、みんなと共に育ち合い、こどもや若者が幸せを感じるまちを目指します。

基本目標

1 こども・若者の権利と安全を守る

こども・若者の権利の周知・啓発に努めるとともに、こども・若者が自らの権利・人権に対する理解を深めることができるよう、学習機会の充実を図るほか、意見表明の機会を確保し、社会参画を促進します。

また、こどもたちの安全が脅かされることのないよう、関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実

安心して妊娠・出産できるよう、正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、出産後は母子ともに健やかに育まれるよう、各種健康診査や健康相談、保健指導等の支援体制の充実を図ります。

また、小児医療体制の確保・充実を図るなど、切れ目のない支援に努めます。

3 こども・若者の育ちを支える

多様化する働き方やライフスタイルに対応できるよう、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービス、各種子育て支援の充実を図ります。

また、こども・若者の心身の健全な発育・発達を促すための活動・機会の創出など環境づくりを推進します。

さらに、こども・若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立のための修学・就労の支援、ひとり親家庭など困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援に努めます。

4 こども・若者にやさしい社会づくり

働きながら安心してこどもを産み育てることができる社会や、地域全体でこども・若者の育ちを見守り、応援できる環境づくりを推進します。

また、結婚を希望する若者への支援や、悩み等を抱えるこども・若者が安心して過ごすことができる居場所の確保・充実を図ります。

基本目標 1 こども・若者の権利と安全を守る

基本方針 1. こども・若者の権利の保障

こども・若者は、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

また、こども・若者の視点を尊重し、その意見を述べる場や機会をつくり、対話しながら、施策に反映させる仕組みをつくりまします。

ヤングケアラーについては、関係機関と連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。



施 策	取 組
(1)こども・若者の権利の擁護	①こどもの権利の普及啓発 ②人権教育の推進 ③相談救済機関への支援
(2)こども・若者の意見表明・社会参画の促進	①ワークショップの実施 ②市ホームページ等によるこども・若者の意見・提案の募集 ③こども・若者の意見を聴取する仕組みづくり
(3)ヤングケアラーへの支援	①早期発見、支援 ②実態把握 ③研修等の実施 ④相談支援体制の整備 ⑤子育て世帯訪問支援事業

基本方針 2. こども・若者の安全と安心の確保

こども・若者の自殺対策をはじめ、犯罪などからこども・若者を守る取組として、自殺予防教育、相談体制の整備に努め、犯罪被害から自らと他者の安全を守ることができるよう、安全教育を推進します。

また、こども・若者が安心して生活ができるよう、通学路等の確保や環境整備に努めます。



施 策	取 組
(1)こども・若者の自殺対策	①自殺予防の普及啓発・相談体制の充実 ②スクールカウンセラー等の配置 ③いじめ防止対策
(2)性犯罪・性暴力対策	①生命の教育の実施 ②性犯罪・性暴力被害相談窓口の周知
(3)犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	①街頭指導や声掛け活動の実施 ②防犯パトロール隊の支援 ③情報モラルに関する出前講座等の実施 ④保育所等における災害に備えた取組 ⑤学校における災害に備えた取組
(4)安心・安全な通学路等の確保、環境整備	①交通安全啓発・教育の推進 ②交通安全施設の整備 ③安全灯の設置及び維持管理 ④公園の遊具等の修繕

基本方針 3. 児童虐待防止など要保護児童等対策

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるなど、県や関係機関との連携の強化を図ります。



施 策	取 組
(1)発生予防、早期発見、早期対応等	①地域子育て支援拠点の運営 ②民生委員・児童委員の活動への支援 ③発生予防、早期発見、早期対応等
(2)関係機関との連携及び相談体制の充実	①関係機関との連携 ②相談体制の充実
(3)社会的養護施設等との連携	①社会的養護施設等との連携 ②関係機関の連携による自立支援

基本目標 2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実

基本方針 1. 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

妊産婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導等、本市の母子保健部門の推進計画である「健康きりしま21」の取組と連携し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援の推進を図ります。



施 策	取 組
(1)妊産婦の健康管理への支援	①母子健康手帳交付事業 ②妊婦健康診査事業 ③歯周病検診事業（マタニティ歯ッピー検診） ④産婦健康診査
(2)妊産婦への切れ目のない支援	①妊婦等包括相談支援事業 ②妊婦のための支援給付事業 ③母子訪問事業 ④産後ケア事業 ⑤粉ミルク支給事業

基本方針 2. 小児保健医療の充実

妊産婦健診や乳幼児健診のときに、予防接種の重要性について周知を図ることにより受診率を向上させ、感染症の発症又は重症化予防に努めます。

また、休日・夜間の救急医療機関の周知や、緊急時の対応についての学習機会の提供、家庭での事故防止対策等の推進を図ります。



施 策	取 組
(1)予防接種の実施率の向上	①予防接種事業
(2)緊急時に対応するための家庭での対策	①休日・夜間の救急医療機関の周知 ②心肺蘇生法等の情報提供・普及 ③家庭での予防対策

基本方針３．発達支援等が必要な子どもと家庭への支援

「霧島市障がい者計画・霧島市障害福祉計画及び霧島市障がい児福祉計画」の取組と連携し、乳幼児期からの疾病・障害の早期発見や適切な医療及び発達支援の充実に努めます。

また、保護者に対し、障害やその対応方法等の知識の普及を図り、相談支援体制の整備に取り組みます。



施 策	取 組
(1)疾病・障害の早期発見と専門的な医療等の提供	①母子健診事業 ③発達外来事業 ②乳幼児育児相談事業 ④発達相談事業
(2)幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上	①発達障害啓発事業 ②巡回支援専門員整備事業
(3)教育・保育施設等での障がい児や医療的ケア児の受け入れ推進	①保育所や幼稚園、学校における施設支援 ②医療的ケア児コーディネーターの確保 ③医療的ケア児保育支援事業 ④障害児保育支援事業 ⑤学校における医療的ケア児支援のための体制整備 ⑥放課後児童健全育成事業 ⑦障害児通所給付事業
(4)経済的な支援の充実	①特別児童扶養手当の支給 ②小児慢性特定疾病児への支援 ③障害者自立支援医療費給付事業（育成医療） ④重度心身障がい者の医療費の助成
(5)特別支援教育の充実	①特別支援教育支援員の配置 ②教職員に対する特別支援教育に関する研修等の実施



基本目標3 こども・若者の育ちを支える

基本方針1. 子育て支援サービスの充実

就学前児童数の推移や幼児教育・保育の無償化による子育て世帯のニーズを捉え、こどもや保護者の選択に基づき、教育・保育が受けられるよう、提供体制の確保や地域の教育・保育施設の活用に努めます。

また、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して働くことができるよう、保育サービスの充実や提供体制の確保に努めます。



施 策	取 組
(1)幼児期の教育・保育の提供	①教育・保育の提供
(2)多様な保育サービスの提供	①延長保育促進事業 ②一時預かり事業 ③一時預かり事業（幼稚園型） ④病児・病後児保育事業 ⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
(3)経済的な支援の充実	①子ども医療費助成事業 ②児童手当給付事業 ③養育医療費給付事業
(4)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	①預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化
(5)子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実	①母子健診事業 ②乳幼児育児相談事業
(6)子育て支援情報の提供	①子育て支援情報発信の充実 ②子育てガイドブック「ぐんぐんの木」の発行 ③子育て支援アプリ「きりっこ」
(7)外国人家庭の幼児等への支援・配慮	①相談窓口の充実

基本方針2. 教育・保育施設の充実

保育・幼児教育の人材確保に努め、質の向上に資するよう、幼稚園教諭・保育士等と放課後児童支援員等の専門性の向上を図ります。

また、教育・保育施設に対し、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行が円滑に進むような支援を行います。



施 策	取 組
(1)保育・幼児教育を担う人材の確保	①霧島市保育人材バンク事業 ②県の保育人材バンクとの連携 ③保育士の子の優先的取り扱い
(2)認定こども園への移行に対する支援	①認定こども園への移行に対する支援
(3)適正な集団規模の確保	①施設整備等に係る経費の助成
(4)幼稚園教諭・保育士等のための研修支援及び実施	①教育・保育の質の向上のための研修
(5)幼児教育アドバイザー等の確保	①幼児教育アドバイザー等の確保
(6)教育・保育施設と家庭等の連携の推進	①家庭との連携 ②小学校との連携 ③地域型保育事業との連携

基本方針3. こども・若者の健康づくり

遊びや体験活動を通して、言語や数量等の感覚認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などを育むとともに、多様な動きを身に付け、こども・若者の健康を維持することに努めます。

また、基本的な生活習慣を身に付けることができるよう家庭、学校、地域などの協力を得ながら、普及啓発を推進します。

さらに、「健康きりしま21」に基づき、家庭、教育・保育施設、地域等が連携し、各年代に応じた食育を推進します。



施 策	取 組
(1)生活習慣の形成、定着	①普及啓発の推進 ②学校医等による健康指導
(2)遊びや体験活動の推進	①読書活動 ②年齢や発達に応じた多様な経験、遊びの機会や場の創出
(3)食育の推進	①教育・保育施設等での食育推進 ②家庭における食育の推進

基本方針4. 若者の自立支援

全ての若者が、心理的・社会的に発達し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、将来について考える機会づくりや、大学等の高等教育機関への就学を支援するとともに、様々な就労支援を行い、若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進します。



施 策	取 組
(1)高等教育の修学支援	①奨学資金の貸付
(2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	①職業意識の形成支援 ②地元企業の魅力発信 ③若者の就職支援 ④事業者の賃金引上げに向けた周知・啓発

基本方針5. こどもの貧困の解消に向けた対策

こどもの貧困対策、経済的支援などを通して、世代を越えた貧困の連鎖を断ち切り、全てのこどもが生まれ育った環境に左右されことなく、夢や希望を持つことができる環境を整備し、教育の機会均等を図るとともに、教育の支援、生活安定のための支援、保護者の就労支援など、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こども・若者の貧困対策に取り組みます。



施 策	取 組
(1)教育の支援	①奨学資金の貸付 ②就学援助の制度 ③学習機会の提供
(2)生活の安定に資するための支援	①生活困窮世帯の自立相談支援 ②市営住宅
(3)保護者の就労支援	①保護者の子育てと就労の両立支援
(4)経済的な支援の充実	①就学援助の制度

基本方針6. ひとり親家庭への自立支援

それぞれのひとり親家庭等に寄り添った相談支援を行い、経済的支援、就労支援等の最適な支援につなげることにより、ひとり親家庭等の経済的自立や安定した生活の実現を図ります。



施 策	取 組
(1)各事業の利用の際の配慮	①子育て短期支援事業 ③児童クラブの利用料助成 ②施設利用における優先的な配慮
(2)就業支援	①ひとり親家庭等高等技能訓練促進事業 ②ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付事業 ③ハローワーク等との連携
(3)経済的な支援の充実	①児童扶養手当の支給 ③母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ②ひとり親家庭等の医療費の助成

基本目標4 こども・若者にやさしい社会づくり

基本方針1. 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用のため、情報提供や相談支援等を行い、子育てと仕事の調和を図るための意識啓発と環境の整備を推進します。

また、男性の家事・子育てへの参画の促進を図るとともに、家庭内における育児負担が女性に集中していることから、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを支援します。



施 策	取 組
(1)育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	①情報提供・相談支援等 ②施設利用における優先的な配慮
(2)仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進、制度の普及
(3)男性の家事・育児参画の促進	①情報発信・啓発 ②講演会等の実施
(4)共働き、共育ての支援	①キャリアアップと子育ての両立支援に関する意識啓発の推進、制度の普及 ②育児休業取得率の向上 ③男女ともに働きやすい環境の整備

基本方針 2. 結婚を希望する人への支援

若者のライフスタイルや価値観が多様化するなか、若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合にその希望が叶えられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。



施 策	取 組
(1)出会いの機会・場の創出支援	①広域の展開 ②官民との連携
(2)結婚に伴う新生活への支援	①スタートアップへの支援の推進

基本方針 3. 子育て家庭を支え、見守る環境づくり

子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全てのこどもや子育て家庭に、それぞれのこどもや家庭の状況に応じて、子育ての安心感や充足感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。



施 策	取 組
(1)地域で子育てを応援する環境づくり	①ファミリー・サポート・センター事業 ②子育て支援センター管理運営事業 ③母子保健推進員活動事業 ④子育て支援施設の充実 ⑤教育・保育施設等の地域子育て支援活動の支援 ⑥民生委員・児童委員の活動への支援
(2)地域の子育て支援ネットワークの構築	①子育て支援センター管理運営事業 ②支援ネットワーク会議

基本方針 4. 安全で安心して過ごすことができる居場所づくり

全てのこども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

また、様々な不登校の原因を的確に捉え、不登校の当事者に配慮した相談できる環境の整備や支援体制を図ります。



施 策	取 組
(1)こどもの居場所・遊び場づくり	①こどもの居場所づくり支援 ②放課後児童支援員に対する研修支援及び実施 ③放課後児童対策
(2)不登校のこども等への支援の充実	①教育相談や適応指導の実施 ②スクールカウンセラー等の配置 ③不登校対策 ④ひきこもり対策

成果指標

令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本目標を達成することができたか否かを評価するため、令和6年度に実施した調査の結果等を踏まえ、5年後に達成すべき目標値を設定します。

指 標	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る		
①「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	—	70%
②「生活に満足している」と思うこどもの割合	72.1%	80%
③「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	—	70%
④ゲートキーパー数	722人	990人
⑤都市公園内の更新・新設した公園施設数(累計)	43件	71件
基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実		
⑥妊娠・出産について満足している者の割合	94.9%	97.5%
⑦産後ケア事業の利用率	27.2%	37.2%
⑧合計特殊出生率	1.50	1.88
⑨子育てや教育にお金がかかることを理由に、こどもが欲しくないと思う人の割合	52.0%	47.0%
⑩子育てに不安感負担感を感じている保護者の割合	62.7%	57.7%
基本目標3 こども・若者の育ちを支える		
⑪霧島市が子育てしやすい環境だと思う保護者の割合	65.9% 66.5% (就学前) (小学生)	72%
⑫困っていることや悩みごとがあるときに相談できる人がいる割合	90.2%	95%
⑬保育士等が不足していると感じている教育・保育施設の割合	66%	30%
⑭朝食を毎日食べる小中学生の割合	84.1% 84.1% (小6) (中3)	100.0%
⑮自分の将来に明るい希望を持っている若者の割合	—	80%
⑯高校卒業時の市内就職率	34.4%	42.0%
⑰大学等卒業時の市内就職率	11.8%	16.0%
⑱ハローワーク利用者のうち35歳未満の若年者就職率	36.8%	46.6%
⑲ハローワークマザーズコーナー利用者就職率	41.8%	50.2%
⑳ひとり親家庭の貧困率	40.7%	35.0%
基本目標4 こども・若者にやさしい社会づくり		
㉑男性の育児休業取得率	—	78%
㉒こども向けの男女共同参画講座の延べ実施数	30回	50回
㉓かごしま出会いサポートセンターを利用した市民カップル成立数	59組	58組
㉔霧島市に住み続けたいと感じる若者の割合	53.6%	70%

計画の推進に向けて

計画の点検・推進状況等の確認は、毎年「霧島市子ども・子育て会議」で行い、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善し、点検・評価します。



霧島市こども計画 概要版

発行 霧島市 保健福祉部 保健福祉政策課

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL 0995-45-5111（代表）／FAX 0995-45-1900
